daily コラム

2026年11月17日(火)

〒308-0842　茨城県筑西市一本松624-3
税理士法人和敬会筑西事務所　TEL 0296-22-3689　FAX 0296-25-0627
Email tfc@wakei-kai.com

キャッシュが入れば譲渡損益認識

合併があった場合の法人株主の税務

合併があった場合の法人株主の税務

会社が保有する株式の発行会社でM&Aが行われることがあります。例えば、発行会社を被合併法人とする合併が行われる場合、被合併法人株式は合併比率により合併法人株式に交換され、被合併法人の株主は合併法人の株主となります。法人株主の課税については、次のように取り扱われます。

＜法人株主の課税＞

	適格合併	非適格合併
株式のみ交付	課税なし	みなし配当
金銭等の交付あり	譲渡損益	譲渡損益＋みなし配当

当社が有する被合併法人株式を「A社株式」(簿価60)、合併法人株式を「B社株式」(時価90)として、少し考えてみましょう。

株式のみ交付の場合（金銭等の交付なし）

合併により取得するB社株式の取得価額は、A社株式の簿価を付替えます（みなし配当があれば加算)。譲渡損益は生じません。

⑴　適格合併の場合

適格合併の場合、A社株式の簿価をB社株式の簿価に付替える処理のみを行います。

税務仕訳（交付金銭・みなし配当なし）

(借)B社株式	60	(貸)A社株式	60

⑵　非適格合併の場合

金銭交付がない非適格合併の場合、みなし配当を認識し、B社株式の取得価額は、「A社株式簿価＋みなし配当」となります。

税務仕訳（みなし配当20の場合）

(借)B社株式	80	(貸)A社株式	60
		(貸)みなし配当	20

金銭等の交付がある場合

A社株式を時価譲渡し、「B社株式＋金銭等」を対価として収入したと考えます。

⑴　非適格合併の場合

みなし配当とA社株式の譲渡損益（対価－簿価－みなし配当）を認識します。

税務仕訳（現金10・みなし配当20の場合）

(借)B社株式	90	(貸)A社株式	60
(借)現金預金	10	(貸)みなし配当	20
		(貸)譲渡損益	20

⑵　適格合併の場合

スクイーズアウト税制の適用を受ける場合や端株調整金がある場合等には、適格合併でも金銭交付を受けることがあります。この場合、譲渡損益のみ認識します。

税務仕訳（現金交付10の場合）

(借)B社株式	90	(貸)A社株式	60
(借)現金預金	10	(貸)譲渡損益	40



合併後のシナジーや成長性に期待！